引継用 ※役員が交替した場合には、 交替された方へ必ず引き継ぎましょう。

自主防災活動 (防災訓練) 手引き



南小国町平成 26 年 5 月版

目 次

	1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・3
	2	手引きの活用について・・・・・・・・・・・・・・・4
	3	自主防災組織の必要性について・・・・・・・・・・・5
	4	防災コラム(釜石の奇跡、水俣市の事例、阪神淡路大震災からの教訓)・・・・6
	5	防災訓練の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	6	防災訓練実施までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・11
	7	防災訓練の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
		A) 地震発生時の行動訓練・・・・・・・・・・・・・・14
, k	*	、 B) 初期消火訓練・・・・・・・・・・・・・・・・1 6
方災語	川納	C) 情報収集・伝達訓練・・・・・・・・・・・・・・・17
41	4	D) 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
		E) 救出・救護訓練・・・・・・・・・・・・・・・・19
		F) 炊出し(給食・給水)訓練・・・・・・・・・・・・・2 1
		G) 避難行動要支援者 避難行動支援訓練・・・・・・・・・・22
		H) 図上訓練(防災・見守りマップの作成)・・・・・・・・・・23
		I) 防災訓練いろいろ・・・・・・・・・・・・・・・24
		J) 119番通報の流れ・・・・・・・・・・・・・・25
		K) 救命処置の流れ・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
	8	防災に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	9	様式集
		イ) 役場・社協へ協力依頼をする場合(自主防災組織活動協力依頼書)・・29
		口) 消防署(北部分署)へ協力依頼する場合(応急手当講習申込書)・・・30
		八) 防災活動実施前に役場へ提出する書類(行政区活動助成金交付申請書) 3 1
		二) 防災活動実施後に役場へ提出する書類(行政区活動助成金実績報告書) 3 2
1	0	自主防災組織規約(例)、防災組織図(例)・・・・・・・・・・・・・・33
		活動事例紹介(年間計画・緊急連絡網・周知チラシ等)
1	1	備蓄品リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
1	2	自主防災組織活動への主な貸出リスト・・・・・・・・・・・40

1 はじめに

近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しています。また、近い将来においては、東海地震、南海トラフにおける地震等の大規模地震の発生が懸念されており、安心・安全に関する地域住民の皆さんの関心が高まってきています。

特に、平成23年3月11日に発生した、戦後最大の被害をもたらした東日本大震災及び平成24年7月12日九州北部豪雨災害では、私たちは地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について極めて貴重な教訓を得ました。

そのような中で、南小国町では、平成24年度から各地域の自主防災組織の再組織化を推進し、地域住民を中心とした自主防災活動が展開されております。

このように自主防災活動の広がりはみられるが、全国をみると活動が活発な地域がある一方、停滞気味の地域もあるなど地域による格差も依然みられます。

自主防災組織も防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティとして地域の多種多様な活動への取り組みと、同時に消防団などの地域の様々な団体と連携を図ることが組織の活性化や継続につながっていくものと思われます。

つまり、普段からの地域での支え合い・助け合い活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということです。

この「**自主防災活動(防災訓練)手引き**」は、消防庁などが作成した資料等を参考にし、 南小国町の実情等を考慮し作成したものです。

これから自主防災組織を立ち上げる地域の方々、また、これまで取り組んでいた自主防災活動をさらに充実させたい方々にとってこの「手引」がお役に立っていただけることを期待します。

平成26年5月 南小国町長 河津修司

2 手引きの活用について

○ 手引について

この手引は、地域の安心・安全の確保という観点を踏まえ、従来の自主防災組織の役割(意義)や活動に加え、自主防災活動を支える人材の育成、地域の様々な団体との連携、避難行動要支援者の避難行動支援などに触れるとともに、防災をはじめとする様々な地域活動を通じたコミュニティの醸成についても記述し、こうした活動の推進が、組織や活動の活性化、強化につながるよう、活動計画例等を加えて紹介しています。

○ 手引の活用

既に結成されている自主防災組織やこれから自主防災組織の結成を考えている自治会、地域 住民の方が、今後、自主防災組織の活動をすすめていくなかで、参考となる冊子となっていま すので、次のようにご活用されることをおすすめします。

1. これから自主防災組織の結成をお考えの方へ

これから自主防災組織の結成をお考えの自治会、地域住民の方は、まず組織の結成に向けた取組みや結成の際に必要となる規約や防災計画の作成、自主防災組織の活動等を中心に読むことをおすすめします。

2. 既に自主防災組織を結成されている方へ

現在の自主防災組織の活動状況にあわせて、必要な知識の習得、情報の収集にご活用ください。 また、33ページから38ページには実際の自主防災組織が使用している活動計画等の様式例 を掲載していますので、そちらも参考ください。

○この手引はホームページからもご覧いただけます

この「自主防災活動(防災訓練)手引き」は(町および社協)のホームページからも閲覧・ダウンロードができます。

ホームページアドレス

南小国町 http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/

南小国町社協 http://www.asoyamabiko.hinokuni-net.jp/minamioguni/index.html

自主防災

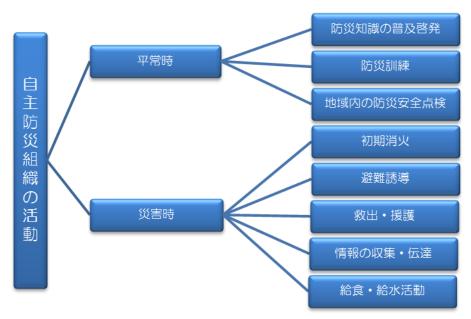
3 自主防災組織の必要性について

私達は、地震等の災害の発生そのものを防ぐことは出来ませんが、被害を最小限に食い止めることは十分可能です。そのために、町をはじめとする防災関係機関が、普段から機能強化を図り、その役割を充分に果たさなければならないことは言うまでもありませんが、それにもまして大切なことは、町民の皆さん一人ひとりが災害を正しく理解し、いざという時に落ち着いた行動がとれるよう、総合的な防災体制を確立しておくことです。

自主防災組織とは、地域住民が自主的な防災活動を行う組織です。

日常的には、防災知識の普及啓発、地域の特性にあった各種防災訓練や安全点検の実施、防災資機材の備蓄点検といった活動に取り組みます。

また、災害時には、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、災害情報の収集・伝達、 給食・給水活動などを展開します。とくに、大規模な災害が起こった場合、電話が不通になったり、 道路交通網・電気・ガス・水道設備などが破壊されたりして、消防などの防災関連機関の活動が十 分機能しないことが予想されます。そのような事態に備え、毎日顔を合わせている隣近所の人たち が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組み、協力し合って地域の被害を 最小限に抑えることが、自主防災組織の役割なのです。







4 防災コラム

うのすまい

~「釜石の奇跡」 鵜住居小学校と釜石東中学校の避難行動~

東日本大震災において、防災教育の成果をいかんなく発揮して、「釜石の奇跡」と称される児童・ 生徒達の事例紹介です。

○避難行動

平成23年3月11日14:46、大きな揺れが鵜住居小学校と釜石東中学校を襲いました。発生時、小・中学校と もに多くの児童・生徒が残っていました。

中学校生徒たちは、地震の揺れの強大さを察知し、自分たちの判断で校庭に集合し、避難場所である約 500m先の福祉施設を目指して走りました。



小学校では、津波の襲来に備え、全校児童を校舎3階に移動させていましたが、中学生が避難 していく様子を見て、校外への避難を決断しました。

福祉施設に到着した小中学生は点呼を取り、避難は無事完了したかに思われましたが、大きな余震は続いており、施設職員や生徒によって、建物裏の崖が崩れていることが判明しました。そこで、さらに 500m先の高台にある別の施設への避難が可能であるかどうか確認し、小中学生は移動を開始し、中学生は訓練したとおり小学生の手を引き、避難を支援しました。途中には、大勢の園児を連れて避難する鵜住居保育園も合流し、ここでも中学生による避難支援が行われました。

介護事業所に到着後、再び点呼を始めたところで津波が発生しました。最後尾にいた中学校副校長の「逃げろ、止まるな。自分の命は自分で守れ」との声に急き立てられながら全員で高台を目指しました。たどり着いた高台から見下ろすと、町は津波にのまれ、白煙が上がっていました。中学校は3階まで浸水し、最初に避難した福祉施設にも津波が押し寄せていました。

釜石東中は震災の数年前から防災教育に取り組んでおり、避難訓練だけでなく津波のメカニズムを学び、通学路の防災マップを作製するなど、年70時間の総合学習の3分の1を費やしていました。日頃の備えが「奇跡」と言われる程の避難劇へとつながった事例といえます。

~普段からの活動が災害時に役に立った~

熊本県水俣市での自治会防災・防犯委員会での事例紹介です。

(1) 防災活動に取り組むきっかけ

水俣市3区自治会がある地域は、河川増水による浸水被害や高潮災害の危険性、さらに住宅密 集地でもあるため、火災が発生すれば燃え広がる可能性もある地域です。

平成6年、当時地震が頻発していたことを心配した自治会長が「水俣市3区の生命・財産を守るため、防災活動が必要である」と地区住民に呼びかけを始めました。これに応えて消防団OB等が中心となり、高齢者世帯の防災点検を自主的に実施したことをきっかけに、地域での自主防災活動がスタートしました。

平成9年には、大規模な自然災害が発生した場合に行政 や消防の対応には時間がかかることを考慮し、初動対応を 迅速に実施するための防災組織として水俣市3区自治会 防災・防犯委員会を結成し、防災活動の拡充・強化に努め、 毎年積極的かつ確実な活動を実施しています。その結果、 平成15年の豪雨災害でも日頃の活動を活かして迅速に 対応することができました。



(2)地域密着型の防災・防犯活動

水俣市3区自治会防災・防犯委員会の特徴として、地域密着型の活動を着実に実施している点が挙げられます。各種防災訓練や救急講習会等の実施に加えて、地域に密着した以下のような取組みを実践されています。

- 1.高齢独居世帯等を対象とした火の元点検
- 2. 高齢者世帯等への近況の聞き取り
- 3.地区内の危険個所調査や夜間巡回調査等に基づく防災・防犯マップ作成
- 4.防災備品の整備
- 5.緊急連絡カードの作成

その他にも転落危険箇所等へのガードレール設置要請や町内に設置された消火栓ホース格納 箱の整備など、多岐にわたる活動に取り組んでいます。

また、自治会内の防災・防犯に関する情報を回覧板によって地域住民の間で共有しており、地域全体の防災意識の向上にも一役買っています。

~ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める~

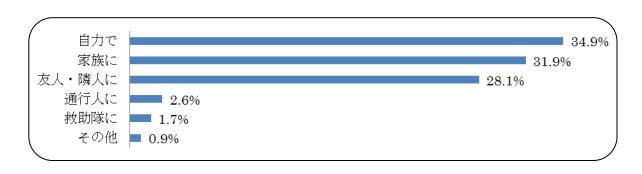
平成7年1月の阪神・淡路大震災からの教訓では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることとなった。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民らなどによって救出されたという報告がある(図1)。また、特定の地域では自力または家族や近所の住民によって救出された割合が90%を越えるという調査結果もあります。(図2)。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防等による救助者数の対比



出典:河田恵昭:大規模地震災害による人的被害の予測,自然災害科学 Vol.16、N.1, pp.3-14,1997

図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助



出典:(社)日本火災学会:兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(神戸市内、標本調査)

また、発生後の活動では、全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により震災当日の午後3時過ぎには全員の安否確認が終了した地域の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた等の例にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしています。

こうした例からも、普段から支えあう関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれます。

5 防災訓練の目的

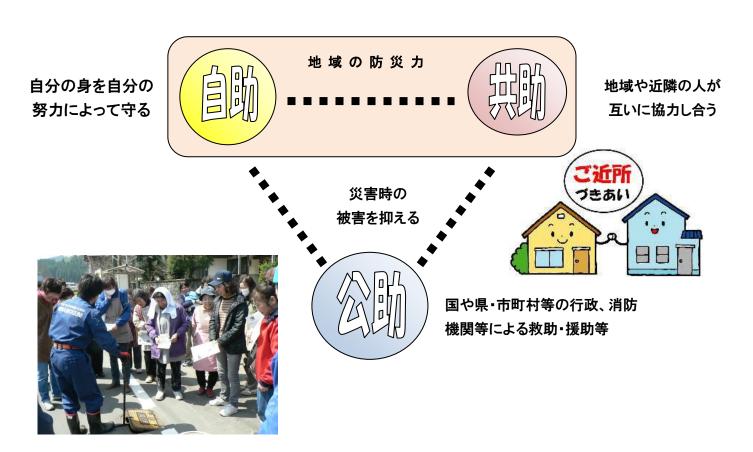
住民の皆さんが安全・安心に暮らすため、生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政 上最も重要な施策の一つと言えます。

大規模な災害が発生したときには、被害の拡大を防ぐため、国や県、町は全力で対応しますが、 公的機関や関連機関等のいわゆる「公助」だけに頼るには限界があります。

早期に有効な対処を行うことが難しい場合や、行政機関そのものが被害を受けていることも考えられるため、住民一人ひとりが、自分の身を自分で守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合い、防災活動に取り組む「共助」も重要視されています。そして、「自助」「共助」「公助」を重ね合わせていくことが、被害の軽減を図る大きな力となり得るのです。

特に、自主防災組織が行うべき活動の中心は、地域で協力し合う「共助」の体制づくりと言えるでしょう。

そして、自主防災組織の運営については、住民の自発的な活動であるため、訓練においても自発的な計画、活動が必要であり、地域の実情に即した訓練を実施し、地域の防災力の向上を図ることで「共助」の強化を目指します。



「自助・共助」を理解し訓練に臨む

災害時には、第一に「自分の命は自分で守る」という自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方が欠かせません。共助の考えから、自治会を基礎とした自主的な防災組織が、地震や火災、水害などの災害に対し、自分たちの地域を守る活動を行うことができるよう、様々な訓練に日頃から取り組んでおく必要があります。

訓練の方針

- ① 災害や防災に正しい知識を習得する
- ② 地域の危険箇所等、住民が住んでいる場所、どのような住民が暮らしているのか等について 把握する
- ③ どういった方針で訓練を進めるのかを明確にする 以上のような前準備をしておくと、より効果的な訓練が実施できます。





6 防災訓練実施までの流れ

※あくまで一例です。参考としてご覧頂き、実際の計画は地域の実情に合わせて行って下さい。

1 訓練日の決定

- ・地域内行事と重ねて行うのか、別行事として行うのか検討する。
- ・訓練中止の時の対応を考えておく。
- ・予備日も決めておく。
- 毎年行うのであれば○月の第○曜日と決めておく方法もあります。

2 内容の決定

・12ページの8防災訓練実施計画例等を参考に、内容を検討する。

3 訓練会場の確保

- ・訓練会場の確保と各関係機関への依頼等は併行して調整する。
- ・学校の校庭を使用する場合は
 - 1. 電話等で事前に担当部署に連絡調整を行う。
 - 2. 必要であれば借用申請書を提出する。

4 関係団体と協議する

・訓練内容に応じて、資機材の貸し出しや講師の派遣等、各関係機関に協力を依頼できる場合があります。事前にご相談ください。※13ページの訓練応援機関を参考にしてください。

5 住民への実施の周知

・チラシを作成して配布を行う等、地域の実情に応じて周知を行ってください。

6 必要な資機材の準備

- ・町、社協等で貸し出しできる資機材については、巻末貸出しリストを参考に事前に申請を行って下さい。
- ・返却については、次の訓練等のため、2~3日中に返却して下さい。

7 訓練実施

- ・進行時間の記録及び写真撮影して次年度の参考にする。
- ・自主防災活動として総務課に実績報告を行う。
 - ※書式については、29ページからの様式集をご利用ください。

8 防災訓練実施計画 例

○総合訓練

日 時 ○月○日 ○時から○時まで

場 所 ○○公民館及び周辺

指導者 〇〇消防署員 〇名

参 加 者 ○○自主防災組織 ○名

協力者 南小国町役場 総務課 〇名、福祉課 〇名、消防団 〇名、南小国町社協 〇名

目 的 1 組織内各班の連携及び効果的な自主防災活動の実施

2 各種防災資機材についての知識及び取扱手順等の習得

想 定 ○○地方は震度6の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生

じ、また、倒壊した家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発

した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。

訓練内容 以下の訓練を行う。

1 各戸訓練

地震発生(合図)とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

町内に発生した火災を発見したものは、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3 消火訓練

○○公民館周辺に発生した火災を消火器、水バケツ等を活用し、消火班が指導者の合図により交代して消火活動を行う。

4 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに〇〇 公民館まで避難する。

5 救出・救護訓練

○○公民館に避難中、落下物等により負傷した者を救護所(○○センター)に担架搬送するとともに 応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6 給食・給水訓練

ハイゼックスを用いた炊飯訓練と炊出し訓練をおこない、参加者へ配食する訓練を行う。

7 防災訓練の種類

ここでは、各種防災訓練の内容を紹介しますが、いくつかの訓練を組み合わせての実施や、他 地域の自主防災組織との合同訓練など、いろいろな形式での訓練が考えられますので、地域の特 性に応じて防災訓練を企画し実施しましょう。

尚、訓練の企画立案・訓練当日のお手伝いなど可能な限りご支援させていただくこともできますので、**下記 訓練応援機関**へお気軽にご相談ください。

A 地震発生時の行動訓練

地震発生時、一人ひとりが慌てずに適切な行動がとれるよう、身体防護や出火防止処置など 実践的な訓練を行います。

B 初期消火訓練

火災が発生した場合に、消火器やバケツ、消火栓等を使用した初期消火を実施できるよう、 火災から命と財産を守る方法などについて訓練します。

C 情報収集・伝達訓練

通信手段が途絶・混乱する中で、必要な情報を収集したり、防災関係機関等から発信される情報を地域住民に正しく伝達するための訓練です。

D 避難訓練

突然災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練です。

E 救出救護訓練

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、ケガ人の手当や搬送などの応急救護を 実施できるようにするための訓練です。

F 炊出し(給食・給水)訓練

災害時において地域住民に円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練です。

G 避難行動要支援者 避難行動支援訓練

援助が必要な地域住民を安全に避難誘導が実施できるようにするための訓練です

H 図上訓練(防災マップの作成)

地域の地図を使って参加者同士でたくさんの意見・考えを書き込みながら、防災対策を検討する訓練です。

I 防災訓練いろいろ

A~Hの他にも、様々な訓練があります。地域の実情に合せてご検討ください。

J 119番通報の流れ

正しい119番通報が、迅速適切な消防活動につながります。

K 救命処置(心肺蘇生法とAEDの使用)

いざという時の為に、救命処置を学ぶことで大切な命を守ることにつながります。

—訓練応援機関—

南小国町役場 総務課(☎ 42-1111)

地元 消防団(各地域の消防団へご連絡ください。消防団事務局 役場総務課)

南小国町社会福祉協議会(☎ 42-1501)

日本赤十字社熊本県支部南小国町分区(☎ 42-1501)

阿蘇広域行政事務組合消防本部 北部分署(☎ 46-4411)

自分や家族の安全を確保するためには、地震が発生しても慌てず行動できるかがポイントになります。いざというときに慌てないよう地震発生時の標準的な行動パターンをしっかりと覚えておきましょう。

訓練内容

◆ 大きな揺れを感じたら〔 地震発生時:0分~1分〕

(1) 自分と家族の安全確保

落ち着いて、近くの丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠します。

身を隠す場所がない場合は、座布団やクッションなどで頭を保護します。

注)大きな揺れの場合、自動的にガスの供給が停止されるメーターの設置が増えているので、 やけどの危険をおかしてまで火を消さないでください。



◆ 大きな揺れがおさまったら〔 1分~5分〕

(2) 火の始末と初期消火

火を消し、ガスの元栓をしめます。出火したときは落ち着いて消火します。







(3) 逃げ道の確保

玄関などの扉を開けて逃げ道を確保します。あわてて外へ飛び出さず、周囲の状況をよく確かめ落ち着いて行動します。

(4)情報の入手

余震のおそれもあるので、テレビやラジオなどで正しい情報を入手し落ち着いて行動します。

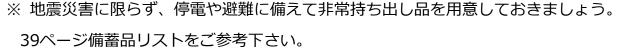
(5) 隣近所の安否確認

わが家の安全を確認後、隣近所の安否を確認します。



(6)避難行動

避難が必要なときには、ブレーカーを切り、ガスの元栓をしめ、安全確認してから避難 します。







大規模災害時に、最も怖いものの1つは、火災です。関東大震災や阪神・淡路大震災、 東日本大震災でも火災による大きな被害が出ています。

消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の使用方法や、消火技術を習得します。火災から身を守る方法などについて訓練します。

【地震発生を想定した消火のポイント】

災害発生時の対応

⇒ 第1は自分自身の安全

揺れがやんだ時・火災発生 ⇒ 初期消火活動 ⇒ 火災の発生を周囲に知らせる

一消火訓練 いろいろー

①消火器取扱訓練

消火器の取り扱いについては、その性能を十分に理解した上で、どのような火災に対して有効であるのか、またその操作方法について習得する必要があります。

②消火器以外の消火方法

火元別消火訓練:油なべ、石油ストーブ、衣類、電気製品、風呂場、カーテン、ふすま

③消火栓を使った消火訓練

消火栓の取り扱いについては、その使用方法を十分に理解した上で、その操作方法を 習得する必要があります。

(注:消火栓訓練を行う際は、北部分署若しくは地元消防団へ指導の依頼をし、町水道を使用する為、役場総務課へ申出ておく必要があります。)





災害が発生した場合は、通信手段の途絶や混乱が生じるため、思うように必要な情報を得ることが困難になります。不確かな情報やデマによって勝手な行動をとると、パニック状態を引き起こす結果になります。このため、住民が混乱しないように、いち早く周囲の状況を把握し、正確な情報を住民に伝えることが大切であり、普段から情報の収集や伝達方法を整理し、確認しておきましょう。

訓練内容

1. 防災関係情報の収集訓練

- (1) 自主防災組織で災害対策本部を設置します。
- (2) 町災害対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項を、防災行政無線、広報車、 テレビ、ラジオなどの報道機関から情報収集します。
- (3) 情報班は、収集した情報を取りまとめ、自主防災本部で、模造紙やホワイトボードなどに記載し情報を共有します。

2. 地域の避難・被害状況等の情報収集訓練

- (1) 自主防災本部において、避難住民の確認及び安否確認を行います。 また、避難の際に得た、要救助者、建物、道路等の破損などの情報を自主防災本部に 伝え、その情報を地図上に集約します。
- (2) 情報班は、「いつ」「どこで」「何が」「どうして」「どのように」なっているのかをまとめます。

3. 情報伝達訓練

- (1) 町が発信した情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を、自主防災本部でわかりですい伝達文にして、各地区の情報を伝達する担当者にメモで渡す。
- (2) 伝達する担当者は、分担して巡察し、場合によっては電池式メガホン等を使って伝達します。
- (3) 聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人などへの情報伝達に配慮します。

地震等による建物の倒壊・損傷、津波や洪水、大規模な火災により、地域住民の生命・ 身体に危険が及ぶ場合は、直ちに安全な場所への避難が必要になります。

また、火災、地震、津波、水害など災害の種類によって避難方法が異なります。

そして、<u>避難行動要支援者の避難行動支援</u>も必要であり、地域の全員が事前にしっかりと避難訓練をしておくことが大切です。

災害種別の決定(地震・風水害)

突発発生時の避難訓練 (まずは、身の安全を確保)



火災発生防止処置

みんなで逃げて みんなで助かる

地域をつくりましょう!



警戒宣言時の避難訓練

避難対象地域の

住民は早めの行動を



安全な服装で、非常用持ち出し品を携行し避難する。





避難訓練



【訓練におけるポイント】

- 1. 避難勧告等の伝達(地域で緊急連絡網をつくっておこう)
- 2. 避難者の人数確認・避難行動要支援者の状況把握
- 3. 安全な避難方法の訓練
- 4. 事前準備として避難経路の確認

大規模地震災害時には、家具の下敷き、落下物により多数の負傷者が発生する恐れがあり、 迅速な救出活動が必要となります。このことを踏まえ、災害時には多数の負傷者が出ること も想定し、応急手当の方法や倒壊家屋の下敷きになった人の救出方法などを習得し、訓練し ましょう。

被災者の救出活動の流れ

『個人・近隣の方で』

自分の安全を確認したら、家族・隣人の確認をする。 負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反 応を見ます。

居場所がわかったら救出のための人を集めます。

のこぎり・ハンマー・バール・ジャッキ・ロープなどの資機材で救出します。

『自主防災組織で』

所有する防災資機材等を使用して救出します。

被災者の埋没位置、数を正確に把握し救助隊への引き継ぎを確実に行う。

個人・近隣で準備できる救出用資機材

【家庭にあるもの】

手袋(軍手・革製など)、懐中電灯、 シーツ・毛布

【備えておくと便利なもの】

ペンチ、スコップ、ヘルメット、防塵メガネ、防塵マスク 、厚底くつ

■ 自動車用ジャッキ

倒壊した梁や積み重なった家具など重い障害物を持ち上げるのに活用できます。 (自動車用は約2 t まで持ち上げられる。)

■ のこぎり

作業の妨げになるものを切断。一般的に片刃タイプで折りたたみ可能なものが使用しやすい と言われています。

■ バール

転倒・落下した障害物を、てこの原理で持ち上げたり、先端部を使って障害物の破壊、ドア 等のこじ開けなどに活用します。

- ハンマー ドアや家具など、障害物を破壊します。
- ロープ 危険箇所の表示、避難時にははぐれないためにロープで移動するなどに活用します。

訓 救 護 練

災害時には、多数の傷病者が予想されるが、このことに対して自主防災組織の救護活動とし て、応急手当や安全な場所への搬送が求められる。これらの方法等を習得するために訓練を 行います。



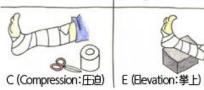
心肺蘇生法・AED

救護





R (Rest:患部の安静)















炊き出し



郊田し(繪食・繪水)訓練

被災時の給食・給水において大切なのは、平等に、そして迅速に食料・水が配給 されることです。日頃から地域内での非常食の備蓄計画や救援物資の配給計画を立 てておきましょう。

1. 地域の備蓄計画を立てる

(1)給食・給水が必要となる想定人数、避難行動要支援者の割合、 調理の手間など地域の実情に合った計画を考える。

2. 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる

- (1) 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるようにする。
- (2) 避難所では班単位に配給するなど、混乱を防ぐような体制を考えておく。



- (1) 避難行動要支援者、自宅から避難所などへ食事をもらいに来る人、帰宅困難となった地域外の人等、被災者の多様なパターンを考慮し、対策を講じておく。
- (2)給食・給水に関して不公平感や誤解が生じないよう、地域の方針や例外的な対応についての説明ができるようにしておく。

4. 釜や飯ごう、大鍋などを使用した炊き出しの方法を覚える

- (1)被災後の衛生状態の悪い状況で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具をしっかり洗浄する。
- (2) ガスや電気を使う調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要になる。

5. 給水拠点や給水方法を決めておく

- (1)事前に給水車による給水拠点を決めておき、給水方法を訓練しておく。
- (2) ろ過器なしに飲料水を確保する方法(夜露や雨水の採取法、簡易ろ過方法、海水蒸留法など)を学んでおく。
- (3) 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。
- (4) 一般的に一日一人3リットルの水が必要といわれています。

6.防災備蓄品の特徴や食べ方を知り、実際に作って食べてみる(炊出し訓練)

(1) ハイゼックス、アルファ米などを使用した炊き出しなどを実際に体験してみる・高齢者や 傷病者、乳幼児など、要援護者の食事の調理法についても配慮する。



選挙行動要支援者を助震や火災から守る危めに、助域で協力しよう

- 1. 要支援者を支援する場合、家庭環境など個々の実情に応じた対応をすることが重要です。 各人のハンディの種類や程度を見極め、それに即した支援ができるよう心がけましょう。
- 2. 普段から高齢者や身体の不自由な人とのお付き合いや、交流を深めておいて「災害時に 支援を必要」とするか否かの、本人及び家族の同意を得ておくことが大切です。
- 3. 防災訓練への参加を呼びかけたり、機会をとらえて、避難行動要支援者宅の防災点検をしたり、生活環境の改善の相談に乗るなどの手助けをすることなどが大切です。
- 4. 個人のプライバシーには、十分な配慮が必要です。
- 5. 車いす、リヤカーなど、資機材の備えも必要です。

避難行動要支援者を安全に誘導するために

(1) 高齢者・乳幼児・病気の人

- ・あらかじめ災害時の援護者を決めておきましょう。(複数の人で対応する方がよい)
- ・高齢者や病人は程度に応じて「声をかけて励ます」「手を添える」「肩をかす」などの援助が必要です。
- ・乳幼児や歩行が困難な人、また急を要する場合は、おぶい紐などで背負う必要があります。

(2)目の不自由な人

- 杖を持った方の手をつかまないようにしましょう。
- ・もう一方の腕の肘あたりに軽く触れて、ゆっくり歩くようにしましょう。
- ・方向を示すときは、「左に曲がって10mぐらい」などと、具体的に言いましょう。 時計の文字盤を想定して伝えると良いでしょう
- ・混乱するので「あっち」「こっち」などとは言わない。

(3) 耳の不自由な人

- ・話すときは必ず近寄り、まっすぐ顔を向けて、口を大きくはっきり動かしましょう。
- ・口頭で伝わらないときは筆談をしましょう。筆記用具がないときは手のひらに指で 字を書くようにしましょう。

(4)車いすを利用している人

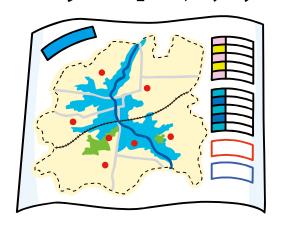
- ・必ず誰かが付き添い、押すなどの援助が必要です。
- ・階段では必ず2人以上、できれば3人以上で援助します。
- ・上がるときは前向き、下がるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないようにします。



图上訓練(防災。原幹リマップの作成)

图上訓練時、多加着加助图を使って防災対策を検討する訓練です。

ハザードマップ

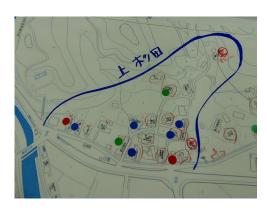




図上訓練は、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味も 込められています。参加者が大きな地図を囲み、みんなで書き込みを加えながら、ワイワイ と楽しく議論していきます。

その中であなたは、あなたと家族が住む地域に起こるかもしれない災害を、より具体的な ものとしてとらえることができるでしょう。また、ゲーム感覚で災害時の対応を考えること もできるはずです。図上訓練には決まったルールはありません。

参加者の立場や関心によってさまざまな形、やり方があります。まちを見る目、災害を考えるためにも、体験してみましょう。







防災部僚 613613

この他にも、いろいろな防災訓練があります。地域の実情に合わせてご検討ください。

①防災ゲーム クロスロード

実際の災害対応を自らの問題として考え、また様々な意見や価値観を参加者同士共有することを目的とした防災訓練です。



②避難所運営図上訓練(避難所運営ゲーム HUG)

避難所運営を皆で考えるためのひとつの手段として静岡県が開発したものです。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム感覚の訓練です。

③実際の避難場所での避難所運営訓練

平成23年に発生した東日本大震災により、多くの方が被災し長期間の避難所生活を余儀なくされました。避難所の運営には避難者による自主的な組織と地域の共助体制の構築が不可欠です。実際の避難所での避難所運営訓練を実施し、地域の防災意識の高揚を図ることを目的としています。

4足湯研修

足湯とは、特に被災地で活動される取り組みの1つですが、日常でも活用する事が出来ます。心身ともにホッとする時間を提供する活動です。経験がなくても、誰でもできます。

足湯には風邪の予防、睡眠の促進、血流改善などの効能があるほか、 ホッと一息ついてもらうことで様々な『つぶやき』を聴く事が出来ま す。この『つぶやき』を聴き、それを被災者(利用者)支援へつなげ ていくことを目的にしています。



⑤災害ボランティアセンター設置訓練

現在、大規模な災害が発生したら、必ず全国各地から被災者支援に多くのボランティアがきます。 支援に訪れたボランティアと被災者を繋げ、安心安全な活動につなげる役目が災害ボランティアセンターです。その災害ボランティアセンターの運営には地域住民の理解とご支援が必要不可欠です。 設置訓練をとおして災害ボランティアセンターの運営について学びます。

119番通報の流れ

119番通報は、消防署が最初に火災や救急、その他の災害などの発生を知る窓口です。

火災・救急・救助などの活動では、**皆さんの正しい 119 番通報が、迅速適切な消防活動につなが**ります。

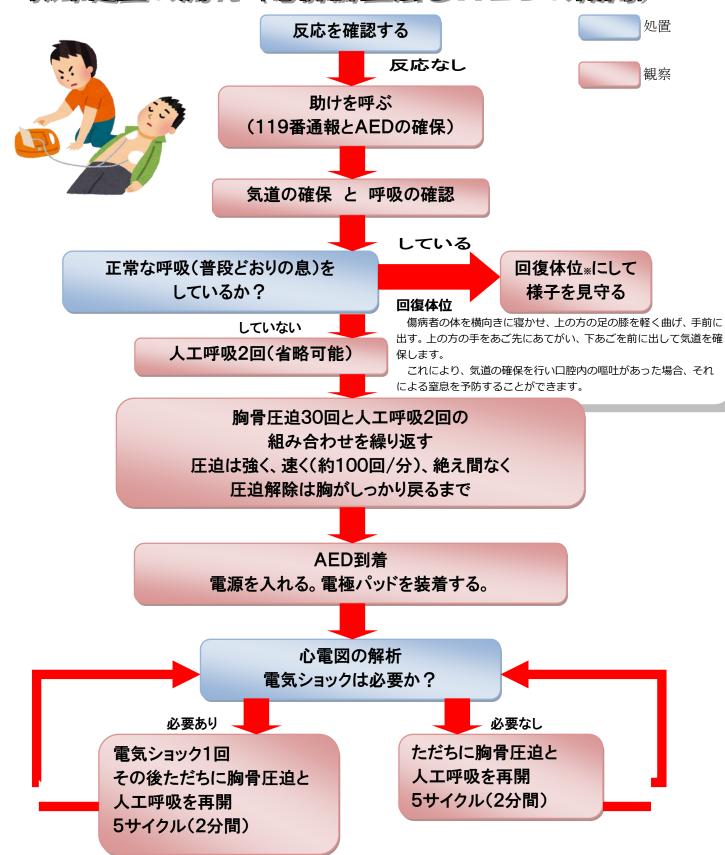
通報者の対応(例)	消防署の対応(例)
まずは 119 番にかける	「はい消防署です。火事ですか救急ですか?」
「救急です」	「どうしましたか?」
「火事です」「救急です」「他の災害です」などを落ち着	
いてはっきりと伝えて下さい。	
例 1「交通事故です」	「場所はどこですか?」
例 2「おじいさんが倒れています」	
例3「私の家が燃えています」	
例4「4名逃げ遅れた人がいます。」	
※事故(災害)の内容、けがの状況などを出来る限り詳	
しく伝えてください。	
例 1「南小国町大字赤馬場〇〇番地です」	「あなたのお名前と電話番号は?」
「〇〇商店の横です」	
※ このとき、発生場所がわかる場合は、すべて伝えてく	
ださい。もし、出先で発見し、詳しい場所等がわからな	
い場合は、通報場所から見える目印となる「建物」「店」	
など、目に入ってくる建物などを伝えてください。	
通報中、発生場所が確認できた時点で消防車、救急車は	
すでに出動しています。	
「〇〇です。電話番号は〇〇〇〇です。」	「分かりました、出動します。」
※その後、詳しい状況を職員が聞きますので、落ち着い	
て伝えていただき、職員の指示に従って協力してくださ	
<i>ډ</i> ۱.	





救命処置

FRANTOMEN (INTERESTREA EDOMINI)



8 防災に関する情報

1. 防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信しています。

(熊本県防災情報)

- ・熊本県(http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/)
- ・熊本県防災情報メールサービス(http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/)

(国が発信する防災情報)

- ・消防庁(http://www.fdma.go.jp/)
- ・内閣府(防災情報 http://www.bousai.go.jp/)

(関係機関が発信する防災情報)

- ・財団法人 消防科学総合センター(http://www.isad.or.jp/)
- ・独立行政法人 防災科学技術研究所(http://www.bosai.go.jp/)

(自主防災組織等の活動や事例について)

- ・防災まちづくり大賞(財団法人 消防科学総合センター http://www.isad.or.jp/)
- ・消防防災博物館(財団法人 消防科学総合センター http://www.bousaihaku.com/)
- ・防災まちづくりポータルサイト(内閣府 http://www.udri.net/portal/index.htm)

(防災に関する e-ラーニング)

・e-カレッジ(消防庁 http://www.e-college.fdma.go.jp/)

(災害に関する経験と教訓について)

- ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(http://www.dri.ne.jp/)
- ・中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」

(http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/)

2. 避難勧告? 避難指示? どこがどう違うの?

災害対策基本法では、「災害が発生し、または発生する恐れがあって、人々の生命・身体を保護し、災害の拡大を防止することが必要な場合、市町村長が住民などに避難勧告・指示をできる」 と定められています。

	発令時の状況	住民の皆さんに求める行動□
	・避難行動要支援者等、特に避難行動	・避難行動要支援者等、特に避難行動
	に時間を要する者が避難行動を開	に時間を要する者は、計画された避
避難準備	始しなければならない段階であり、	難場所等への避難行動を開始(避難
(避難行動要支援者)	人的被害の発生する可能性が高ま	支援者は支援行動を開始)
情報	った状況	・上記以外の者は、家族等との連絡、
		非常用持出品の用意等、避難準備を
		開始
	・通常の避難行動ができる者が避難行	・通常の避難行動ができる者は、計画
	動を開始しなければならない段階	された避難所等への避難行動を開始
姓莱助口	であり、人的被害の発生が明らかに	
	高まった状況 口	
	・前兆現象の発生や、現在の切迫した	・避難勧告等の発令後で避難中の住民
	状況から、人的被害の発生する危険	は、確実な避難行動を直ちに完了
	性が非常に高いと判断された状況	・未だ避難していない対象住民は、直
避難指示□	・堤防の隣接地等、地域の特性等から	ちに避難行動に移るとともに、その
	人的被害の発生する危険性が非常	いとまがない場合は生命を守る最低
	に高いと判断された状況	限の行動 口
	・人的被害の発生した状況 口	

「避難勧告」と「避難指示」の厳密な違いはかなり難しいですが、この 2 つはどちらも被害の危険が切迫してきた段階で実施されます。

「避難指示」は、特に「急を要すると認めるとき」に出すことができるとされていますので、避難指示は避難勧告よりも強い呼び掛けとなります。しかし、どちらも違反した場合の罰則はなく、また従わない人への強制力がないという点では共通しています。

避難勧告や避難指示の発令は、気象庁や国土交通省の観測データに基づき町が判断して出していますので、避難に関する情報を無視することは大変危険な行為でもあります。 また、避難しても 実際には被害が発生しない場合も当然あります。

しかし、その時は被害がなくて良かったと思っていただけると幸いです。

自主防災組織活動 協力依頼書

	平成 年 月 日 様
	自主防災組織名
	(フリカ゛ナ)
	代表者名
	住 所 (赤馬場・満願寺・中原)
	電話
平成 年度 <u></u> しますので、下記	(自主防災組織名)の自主防災組織活動を実施いた について協力をお願い申し上げます。
	記
実施日時	平成 年 月 日 (曜日) 始 : ~ 終 :
実施会場	
参加予定人数	
	訓練への職員派遣
依頼区分	防災訓練 企画立案への支援
(右のいずれかにOを 入れてください。)	資機材等の借用(借用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)
7(110 \ /200 %)	その他 ()
具体的な依頼内容	※できるだけ具体的に記入してください。
資機材等返却確認	※職員が記入します。 平成 年 月 日 返却 受付職員
その他	

応 急 手 当 講 習 申 込 書

										平成	年	月	日	
阿蘇	広域	行政	事務組合	合消	防本部									
	消	防署	署長				様							
								5	1.					
							H =+: +	名	尔					
							申請者	ī 氏名	7				(FI)	
								TEI					•	
この	こと	につ	いて、	次の	とおり応急	手当0	の講習	会を実施	値いた	しますのつ	で申込み	ょます。		
講	習	日	時			年	月	目()	時	分~	時	分	
講	習	場	所											
参	加	人	員			名(男性	名	女性	名))			
					□心肺蘇生泡	去		□АЕ	D取扱	及法				
講	習	種	別		□異物除去沒	去		□止血	法					
					□その他()		
		 Ø	I/r											
勤		名	称											
務	Î	電話	番号											
先	Ī	折 在	土地											
備			考											
*	受	付	欄				※ 処	!		理	ħ	闌		
				1	講習指導	首	責任者	<u> </u>						
							講習者	<u> </u>						
				2	使用資器	才								
					訓練用人死	形(成,	人)	体	()体		
					AEDFI	レーナ	<u>-</u>	基						
				3	その6			23						
				_	1	_								

注 希望する講習種別の□にレを付けて下さい。また、※印欄は記入しないで下さい。

<u>=</u>	有小国町長	様							
				申請者			,		行政区
					-	所			
					氏	名	自治会	長	印
		平成	年度南小国町行政区	区活動與	力成	金交	付申請	書	
,	このことについ	ハア 下記のしも	おり行政区活動助成金	のお付え	シ由言	達 1 日	: 士		
	_ 0)		3.9.11 政区伯勤助成金	少文刊で	C + P	月しょ	- 9 0		
1.	行政区運営	助成金							
	(1). 世帯	割助成金	<u>金</u>		<u>円</u>	1			
	(2). 自主	防災活動助成金	金		円	2	<u>小</u> 言	+	円
								(1)+(2)	
	自主防災活動	助計画書							
	行政区名	項目	主たる活動内容	\$		活動	時期	参加予定数	
		防火訓練等							
		講習会等							
		啓発・広報等							
		その他							
					•				
2.	行政組助成	金	<u>金</u>		円	<u> </u> 3			
	番号	行政組名	行政組長名	加力	入世	帯数	1	備 考	
3.	行政組調整	金	金		円	4			
	14 201—19 4111				1.4				
			<u>助</u>	成金合	計額	金			<u>円</u>
							(1)	+2+3+4)	

南小国町長	様
-------	---

 申請者
 行政区名
 行政区

 住
 所

 氏
 名
 自治会長
 印

平成 年度南小国町行政区活動助成金実績報告書

. 行政区運営	的成金				
(1). 世神		<u>金</u>	円 ①		
(2). 自言	主防災活動助成金	<u>金</u>	<u>円</u> ②		
自主防災活	動実績書				
行政区名	項目	主たる活動内容	活動時	期参加予定	数
	防火訓練等				
	講習会等				
	啓発・広報等				
	その他				
. 行政組助成	文 金	<u>金</u>	<u>円</u> ③		
. 行政組助成番 号	え 金 行政組名	金 行政組長名	<u>円</u> ③ 加入世帯数	備考	
				備考	
				備考	
	行政組名		加入世帯数	備考	
番号	行政組名	行政組長名 金	加入世帯数	備考	

10 自主防災組織の規約の例

「南小国町〇〇自治会自主防災組織 規約」

(名称)

第1条 この会は、○○自治会自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本組織の事務局は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本組織は、○○自治会の目的である安全で明るく住みよい環境維持のために、住民の相互の助け合い・支え合いの精神に基づく、自主的な防災活動を行うことにより、災害(風水害、地震、火災等をいう。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・ 給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、南小国町大字○○地区内にある世帯(及び事業所)をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本組織に次の役員を置く。※本組織の役員は、○○地区自治会の役員を兼務するものとする。
 - (1)会長 1名(○○地区自治会長)
 - (2) 副会長 1~3名 (○○区会議員を充てる)
 - (3) 班長(各組長) 〇〇名 (4) 会計 〇名
 - (5)書記 ○名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

- 第7条 会長は、本組織を代表し、平常時及び災害発生時における諸活動の指揮を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、会長の指示を受け、本組織の事業計画の立案及び活動の推進に当るとともに班員を指揮して、平常時、災害発生時の活動を実施する。
- 4 会計は、本組織の予算編成の中心となり、収支決算を行い、金銭の出納・保管を行う。
- 5 書記は、総会・役員会その他の議決を伴う記録を作成し、保存し、必要時に公開する。
- 6 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び役員会を置く。

(総会)

- 第9条 総会は、会員の出席者数をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の改正に関すること。
- (2)地区の防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

- 第10条 役員会は、第6条に定める役員によって構成する。
- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1)総会に提出すべきこと。
- (2)総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

- 第11条 本組織は、第4条の事項を遂行するために、会長の下に本部と班を置くことが出来る。 会長・副会長は本部として会長統率の下、情報・消火・救出救護・避難誘導・給食給水等に 班員を指揮し、流動的な柔軟な行動を行う。
 - 2 班員は、会員の中から選任する。
 - 3 各班に副班長を置くことができる。

(防災計画)

- 第12条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3)災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・ 給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第13条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第14条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

- 第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織図 (例)

	情報班…町からの	情報収集・住民への情	報提供
毎出なれるので	地域の巡	回点検	
編成及び任務分担	 <u></u> 班 長:	(TEL:)
	副班長:	(TEL:)
	班 員:	(TEL:)
		(TEL:)
		 「の処理撤去・機器類の	 使用点検
会長	避難路の	確保	
氏名:	班 長:	(TEL:)
住所:] 副班長:	(TEL:)
TEL: -	班 員:	(TEL:)
		(TEL:)
	消火班…消防訓練		 活動
	班 長:	(TEL:)
	副班長:	(TEL:)
副会長	班 員:	(TEL:)
氏名:		(TEL:)
住所:		(TEL:)
TEL: -		救護用具の確保・負傷	者の救出
		への移送	
	班 長:	(TEL:)
副会長	† 副班長:	(TEL:)
氏名:	班 員:	(TEL:)
住所:		(TEL:)
TEL: -	NO. 11/1 = 7 > 7 = 17		<u> </u>
		路集合所点検・避難訓	練実施
		点呼誘導 /MPI	`
副会長	班 長:	(TEL:)
氏名:	副班長:	(TEL:)
住所:	班 員:	(TEL:)
TEL: -		(TEL :)
	生活班…生活用品	確保・食料配布・救援	物資配布
	班 長:	(TEL:)
	副班長:	(TEL:)
	 班 員:	(TEL:)
		(TEL:)

(TEL:

参考例(自主防災実施計画)

平成○○年度 馬場地区自治(防災・福祉)組織活動実施計画

«馬場地区自治組織 自治会長 ○○○○»

N O	区分	日時	場所	対象(者) 地域	活動内容	推進者	協力 依頼先
1	防災訓練等	平成 25 年 9 月又は 10 月	馬場全地域	馬場 全地域の 全住民	避難訓練 地震発生を想定し、 小集団・ は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自治組織 役員 10組長	消防団 行政 社協
2	講習会等	平成 25 年 11 月	馬場公民館	馬場 全地域の 全住民	防火知識講習会 救護知識講習会 (AED等)	自治組織 役員 10組長 組単位や合 同での開催	消防署
	啓発・	平成25年4月12日(金) 午後7時~	グループホ ーム森園	馬場 全地域の 全住民	薬剤使用の注意事項 (薬とは?)	自治組織 役員 10組長 組単位や合 同での開催	グループホー ム森園 きよら薬局
3	広報等	平成 25 年 10 月	馬場公民館	馬場 全地域の 全住民	交通事故予防	自治組織 役員 10組長 馬場高砂会 (老人クラブ)	小国警察署
4	そのよ	平成25年6月23日(日) 9時〜グラウンドゴルフ 14時〜 総会 16時〜 懇親会	山村広場 町グラウンド 馬場公民館	馬場 全地域の 全住民	馬場地区老若男女 全員親睦 の グラウンドゴルフ大 会	グラウンド ゴルフ大会 推進プロジ ェクト	教育委員会(用具)
	他	平成26年1月12日(日)	森園公民館水田	馬場 全地域の 全住民	どんど焼きを実施 地域住民相互の親睦 を図る	自治組織 役員 10組長	子ども会 優志会

馬場地区自主防災連絡網 電話のそばに貼って下さい

20××年×月現在

会長

固定電話 42-000 携帯電話090-000-000

役 場 42 - 1111 小国警察署 110 又は46-2110

りんどう荘 42 - 1501

固定電話42-0000 固定電話42-0000

消防署 119 又は46-4411

副会長

000

副会長 000 副会長

000

固定電話42-000

携帯電話

携帯電話

携帯電話

090-000-000 090-0000-000 090-0000-0000

組 長 000

固定電話 42-0000

携帯電話 090-0000-0000

自分の氏名

もしもの時の連絡先(連絡して欲しい人)

- **①名** 前 電話番号
- ②名 前 電話番号
- ③名 前 電話番号

回覧

〇〇地区 防災

被災を最小に、安全も目的に知識習得と訓練 を行います。

万障お繰り合わせ頂きご参加をお願いします。 平成 年 月吉日

〇〇地区自主防災組織 会長 〇〇〇〇 《消火栓·消火器 操作訓練》

- ○訓練対象地域○○、○○、○○ の地域
- · 日時 平成 年 月 日(曜)
- ·時間 午後1時30分~午後2時30分
- •場所
 - 〇〇〇 消火栓 前をお借りします。

11 備蓄品リスト

	品名	補足	必要数量	実際の数量	保管期限
	LEDランタン	安価で良いので数量確保	1個/人	6個	無
	ろうそく(マッチ共)	乾電池消耗後の予備	3本	3本	無
生	単3乾電池	利用頻度の高い単3に統一	10 本/人	60 本	5年
活	携帯用USB充電器	各端末用充電ケーブル共	1個	1個	無
備	手動発電ライト、ラジオ	乾電池消耗後の予備	1個	1個	無
蓄	アルミ蒸着保温シート	冬季の暖房補助	1枚/人	6枚	無
	使い捨てカイロ	冬季の暖房補助	5 枚/人	30 枚	2年
	ブルーシート	家屋破損部分の一時補修等	2~3 枚	2~3 枚	無
	飲料水(^°ットボトル) 2 L サイズ	5日分。その後は給水車	5本/人	30本	2年
飲金	清涼飲料水等(500mL サイズ)	よく飲むものを予備買い	4本/人	24 本	1年
食備	米(10Kg入り)	5日分。その後は支援物資	1袋	1 袋	半年
蓄	カセットコンロ(ガス)	新品の予備を1台	1 台	1台	無
	カセットガスボンベ 250 g	1 本で 70 分燃焼	2本/人	12本	5年
	非常トイレ用凝固剤	一人一日5回3日分	15 枚/人	90 枚	5年
	黒ポリ袋(大)	一人一日5回3日分	15 枚/人	90 枚	5年
	黒ポリ袋(小)	一人一日2回90日分	180 枚/人	1080 枚	5年
	トイレットペーパー	一人一日0.2回-ル90日分	18日-11/人	108 🗆-1	5年
排	ウエットティッシュ	一人一日5回90日分	450 枚/人	2700 枚	5年
泄備	手指消毒剤(スプレータイプ)	エタノール500ML	1本/人	6本	3年
蓄	屋外トイレ用便座	自邸穴掘仮設トイレ用	1個	1個	無
	屋外トイレ用簡易テント	目隠し、雨よけ	1張	1 張	無
	屋外トイレ用おがくず	1回0.3L 90日分	18 L/人	108 L	2年
	環境浄化微生物資材 EMW	500m l ビン。スプレー用	1本	1本	1年
	簡易小便器スカイトイレ	男性用	1 個	1 個	無
	スプレーボトル	エタノールやEMW用	4本	4本	無
	手指消毒剤(ジェルタイプ)	300~500ml 程度のもの	0.5本/人	3本	3年
	ウエットタオル	顔、体拭き	60枚/人	360 枚	3年
	ドライシャンプー	シャンプーの代用	1本/人	6本	3年
衛生	使い捨てペーパー下着	2週間は洗濯が出来ないとして	14枚/人	84 枚	無
備	衣類用抗菌消臭スプレー	洗濯できない衣類に噴霧	1本	1本	3年
蓄	ウォータータンク 20L	給水車からの飲料水運搬	2袋	2 袋	無
	ポリ缶 18L	給水車からの雑水運搬	2個	2個	無
	医薬品、生理用品、紙おむつ等	必要に応じて適宜			
	ゴミ袋	自治体指定品	60枚	360 枚	無
特殊	ペットの餌	常時予備買い	1袋	1袋	1年
備蓄	貯水タンク	できれば	1個	1 個	無

[※]上記リストを参考に、ご家庭等で可能な範囲で備蓄品の準備をご検討ください。

[※]実際の数量は6人家族の場合で計算しています。

12 自主防災組織活動への主な貸出リスト

NO	品目	数 量	管理者	摘要
1	炊出し釜	2	社会福祉協議会	1釜で 豚汁約150人分調理可能
2	訓練用 水消火器	2	社会福祉協議会	水の訓練用消火器です。
3	ハイゼックス	_	社会福祉協議会	炊出し専用 炊飯袋 訓練参加者の人数に応じて提供いたし ます。(お米は、ご用意ください。)
4	テント	3	町•社会福祉協議会	
5	拡声器	2	社会福祉協議会	
6	音響スピーカー	1	社会福祉協議会	
7	液晶プロジエクタ―	1	社会福祉協議会	パソコンなどからの映像をスクリーン等 に映し出す機械です
8	スクリーン	1	社会福祉協議会	
9	スタッフ用ビブス	30	社会福祉協議会	区別をつけるために上着などの上に着 るベスト状のもの
10	机	4	社会福祉協議会	野外で簡易に設置されるキャンプ用机 です
11	炊出し訓練用 調理器具		社会福祉協議会	
12	車いす	4	社会福祉協議会	
13	高齢者疑似体験セット	4	社会福祉協議会	

[※]南小国町・社会福祉協議会に既存する機材等を、必要に応じて貸出致しますので、お気軽にご相談ください。

~自主防災組織活動 応援します~

南小国町役場 総務課(☎ 42-1111)

地元消防団(各地域の消防団へご連絡ください。消防団事務局 役場総務課)

南小国町社会福祉協議会(☎ 42-1501)

日本赤十字社熊本県支部南小国町分区(☎ 42-1501)

阿蘇広域行政事務組合消防本部 北部分署(☎ 46-4411)